

大阪市汚泥処理施設整備運営事業
実施方針

令和3年12月

大阪市

目 次

| | |
|--|----|
| 第 I 章 特定事業の選定に関する事項 | 1 |
| 1 特定事業の事業内容に関する事項..... | 1 |
| 2 特定事業の選定及び公表に関する事項 | 5 |
| 第 II 章 事業者の募集及び選定に関する事項 | 6 |
| 1 募集及び選定の方法..... | 6 |
| 2 募集及び選定スケジュール（予定） | 6 |
| 3 入札参加者の参加資格要件..... | 6 |
| 4 審査及び選定手続き | 10 |
| 5 落札者選定後の手続き | 12 |
| 第 III 章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 | 14 |
| 1 基本的な考え方 | 14 |
| 2 事業者の責任の履行確保に関する事項 | 14 |
| 3 事業の実施状況の監視及び改善要求措置..... | 14 |

| | | |
|--|------------------------------|----|
| 4 | 業務の履行の検査等..... | 15 |
| 5 | 保険..... | 15 |
| 第 IV 章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項..... | | 16 |
| 1 | 事業対象施設の立地に関する事項..... | 16 |
| 2 | 本事業の対象施設の概要..... | 16 |
| 3 | 本事業の対象施設の規模..... | 17 |
| 第 V 章 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項..... | | 18 |
| 1 | 疑義が生じた場合の措置..... | 18 |
| 2 | 管轄裁判所の指定..... | 18 |
| 第 VI 章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項..... | | 19 |
| 1 | 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置..... | 19 |
| 2 | 本事業の継続が困難となった場合の措置..... | 19 |
| 第 VII 章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項..... | | 20 |
| 1 | 法制上及び税制上の措置に関する事項..... | 20 |
| 2 | その他の支援に関する事項..... | 20 |

| | | |
|----------|--------------------------|----|
| 第 VIII 章 | その他特定事業の実施に関し必要な事項 | 21 |
| 1 | 議会の議決 | 21 |
| 2 | 本事業において使用する言語 | 21 |
| 3 | 入札参加に関する費用 | 21 |
| 4 | 実施方針の公表に関する事項 | 21 |
| 5 | その他 | 22 |

第1章 特定事業の選定に関する事項

1 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

大阪市汚泥処理施設整備運営事業（以下、「本事業」という。）

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

ア 名称

(ア) 舞洲スラッジセンター

(イ) 平野下水処理場

イ 種類

(ア) 下水道施設

(3) 公共施設等の管理者の名称

大阪市長 松井 一郎

(4) 事業目的

大阪市（以下「市」という。）では、12か所の下水処理場で発生した汚泥を消化し、送泥ネットワークを通じて舞洲スラッジセンターと平野下水処理場の2拠点へ送泥し、集中処理を行っている。

現在は、舞洲スラッジセンターに設置している汚泥溶融炉¹と平野下水処理場に設置している汚泥溶融炉²及び汚泥炭化炉³で汚泥を処理しているが、そのうち汚泥溶融炉は老朽化による維持管理費の増加が課題となっており、改築が必要となっている。

本事業は、舞洲スラッジセンターの汚泥処理施設（此花下水処理場に設置している付帯設備⁴の改築を含む）と平野下水処理場の汚泥処理施設の改築及び運転管理、保守管理、修繕、有効利用（運搬含む）等（以下、「維持管理・運営」という。）を一体的に行うことで、スケールメリットを活かした長期的かつ安定的な汚泥処理を実現し、環境にも配慮しながら、下水道事業の継続性を確保するとともに、事業にかかるライフサイクルコストの最適化を図ることを目的とする。事業の実施にあたっては、事業者には施設の形式や規模・台数など自由度を持った提案を求め、創意工夫や経験、ノウハウを活用することで、より効率的・経済的で有効性のある事業となることにも期待するものである。

なお、本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、PFI法という。）に基づき実施するものである。なお、資金は市が調達する。

¹、² 現在の運営は、公設公営で実施中であり、本事業の改築対象である。

³ PFI法に基づいた事業で実施中であり、本事業の対象外である。

⁴ 付帯設備とは、再生水送水ポンプ設備及びこれに必要な設備を示す。

(5) 本事業の対象施設

本事業の対象となる施設（以下、「汚泥処理施設」という。）は、以下のとおりである。

ア 舞洲スラッジセンター

脱水機施設、汚泥資源化施設、脱水分離液処理施設を対象とし、建屋は現施設のまゝ活用するものとする。

イ 平野下水処理場汚泥処理施設（以下、「平野下水処理場」という。）

脱水機施設、汚泥資源化施設、脱水分離液処理施設を対象とし、別途契約されている大阪市平野下水処理場汚泥固形燃料化事業（汚泥炭化炉）部分は含まない。

平野下水処理場の脱水分離液処理施設は、既設施設の維持管理・運営のみ対象とする。

(6) 事業方式

本事業の事業方式は、PFI法に基づき市が調達する資金で汚泥処理施設の改築を行った後、当該施設の所有権を市へ移転した上で事業期間にわたり維持管理・運営を実施するBTO（Build Transfer Operate）事業とする。なお、選定された事業者が本事業の遂行を目的として設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）により一体的に管理運営するものとする。

(7) 事業範囲

本事業の範囲は、汚泥処理施設にかかる以下の業務とする。

ア 施設の設計・建設（試運転および性能試験を含む）

イ 維持管理・運営

ウ 事業者が設置する建築物の維持管理

エ 事業計画書の作成、実施体制の確保

オ モニタリング

カ 危機管理

キ 環境対策

ク 市が行う事業の受託者及び事業者等への協力

ケ 本事業を履行するために必要な許認可及び届出

コ 本事業に必要な既設設備の撤去

サ 第三者への説明協力対応

シ その他の業務

本事業を実施する上で、事業者が遵守すべき制限や手続等を含み、詳細な実施条件については、入札公告時に示す。

(8) 事業期間

ア 本事業の事業期間

全体事業期間：令和5年3月から令和30年9月末（予定）

最後に完成した施設の引渡し後から20年間とするため、事業者の提案により変更となることがある。

(ア) 改築期間

令和10年9月末を改築期間（試運転を含む）の最終期限とし、改築の手順は、事業者の提案によるものとするが、以下の要件を満足すること。

（要件）

- 平野下水処理場の改築を優先とする。
- 舞洲スラッジセンターと平野下水処理場の同時施工は可能とする。
- 施工期間中においては、污泥処理に必要な能力を確保し、下水処理に影響を与えない提案とすること。
- 施工手順は、既存施設の維持管理を考慮したものとし、市は既設施設の停止を以下のとおり予定している。

なお、事業者の提案によりこれ以前に停止することも可能とする。

令和8年度末 舞洲スラッジセンター 既設污泥溶融炉2炉

令和10年9月末 舞洲スラッジセンター 既設污泥脱水施設、既設污泥溶融施設、既設分離液処理施設

平野下水処理場 既設污泥脱水施設、既設污泥溶融施設

なお、既存施設の能力等の詳細は、入札公告時に示す。

(イ) 維持管理・運営期間

最後に完成した施設の引渡し後から20年間

イ 事業期間終了時の取扱い

本事業終了に伴う市又は市の指定する者への業務の引継ぎなどが必要となる場合は、原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は、自らの責任により本事業が円滑に引き継がれるよう適切な対応を行わなければならない。また、引渡時の施設の状態の詳細については、入札公告時に示す。

(9) 事業者の収入

市は、事業者に対して、対象とする汚泥処理施設の改築、維持管理・運営に対するサービス対価を支払う。

ア 設計業務及び建設業務に係る対価

市は、事業者に対して、設計業務及び建設業務に係る対価を設計・建設期間中に年度ごとの出来高に応じて支払う。ただし、下記(ア)から(ウ)までの支払いに係る条件の範囲で支払いを行うものとする。なお、市は、下水道事業に係る国の交付金制度を活用する予定である。事業者は、市が国の交付金を受領できるように必要な資料の作成等の協力を行うこととする。

(ア) 各会計年度の支払いは、市の予算の範囲において事業者が提案した当該年度の出来高予定額に対し、市が認定した額の10分の9を上限とする。

(イ) 事業者からの求めがあった場合、市は予算の範囲内で以下の割合を超えない範囲で前払金を支払う。なお、支払方法、条件の詳細は、事業契約書(案)に示す。

A 設計業務

当該年度の出来高予定額の10分の3以内とする。

B 建設業務

当該年度の出来高予定額の10分の4以内とする。

(ウ) 設計業務及び建設業務期間中において、施設が完成し、維持管理・運営が開始されるまでに市が実施する施設の完成検査に合格し、市へ施設所有権の移転が完了した際に、出来高予定額の全額が支払われるものとする。

(エ) 物価変動による改定等の詳細は、入札公告時に示す。

イ 維持管理・運營業務に係る対価

市は、事業者に対して、維持管理・運営に係る対価を維持管理・運営期間にわたって事業者の計画する業務の内容に従い、最大4回/年の範囲で支払う。物価変動による改定等の詳細は、入札公告時に示す。

(10) 遵守すべき法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令(関連する施行令、規則、条例等を含む。)等を遵守しなければならない。関係法令の具体名称は、入札公告時に示す。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定基準

市は、本事業を P F I 法に基づく事業として実施することにより、下記に述べる判断基準に基づいて客観的評価を行った上で、市自らが実施したときと比べ、効果的かつ効率的に事業が実施されると期待できる場合に、本事業を P F I 法第 7 条に基づき、同法第 2 条第 4 項に規定する特定事業として選定する。

- ア 事業期間を通じた市の財政負担の軽減が期待できること。
- イ 市の財政負担が同一の水準にある場合においても事業期間全体における公共負担リスクの低減及び公共サービスの水準の向上が期待できること。

(2) 選定方法

- ア 市の財政負担見込み額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担額の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。
- イ 市が提供を受けるサービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

市は、本事業を特定事業として選定とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、市のホームページ等において速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

第 II 章 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

市は、P F I 法第 7 条に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、本事業への参画を希望する事業者を広く公募し、事業の透明性及び公平性の確保に配慮したうえで事業者を選定する。事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式を採用することを予定している。

なお、本事業は政府調達に関する協定（W T O 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令 3 7 2 号）が適用される。

2 募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集及び選定は、以下のスケジュールにより行う予定である。

スケジュールの詳細、変更などについては、市のホームページ掲載などにおいて公表する。

| 時 期 | 内 容 |
|--------------------|--|
| 令和 3 年 1 2 月 1 3 日 | 実施方針の公表 |
| 令和 4 年 1 月 2 8 日 | 実施方針に関する質問・意見への回答 |
| 令和 4 年 3 月下旬 | 特定事業の選定・公表 |
| 令和 4 年 4 月上旬 | 入札公告（入札説明書・要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案） 事業契約書（案） 関連資料集等） |
| 令和 4 年 5 月中旬 | 入札説明書等に関する質問及び意見等の受付・回答 |
| 令和 4 年 6 月中旬 | 参加表明書の受付、参加資格確認申請書の受付・審査 |
| 令和 4 年 1 1 月上旬 | 入札書類（提案書等）の受付 |
| 令和 5 年 1 月上旬 | 落札者の決定及び公表 |
| 令和 5 年 2 月上旬 | 基本協定の締結 |
| 令和 5 年 3 月下旬 | 事業契約の締結 |

3 入札参加者の参加資格要件

(1) 入札参加者の構成

ア 入札参加者は、構成員、協力企業により構成される企業グループとする。

- イ 構成員とは、SPCに出資し、事業開始後、SPCから直接業務を受託・請負をする企業をいう。
- ウ 協力企業とは、SPCに出資しないが、事業開始後、SPCから直接業務を受託・請負をする企業をいう。
- エ 入札参加者は、構成員の中から代表となる企業（以下、「代表企業」という。）を定めるものとする。
- オ 本事業を実施する者として選定された入札参加者は、構成員からの出資によりSPCを会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として大阪市内に設立するものとし、事業期間中は大阪市内に移転させないものとする。SPCの本店所在地を変更する場合は、市に対し、事前に書面で通知するものとする。
- カ 入札参加者は、構成員の企業名、協力企業の企業名及びそれらの者が携わる業務を参加表明書において、明らかにするものとする。
- キ SPCが発行する全ての株式は、構成員により保有されなければならない。また、代表企業のSPCへの出資割合は、構成員中、最大としなければならないものとする。
- ク 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の企業グループの構成員又は協力企業として重複して入札に参加できないものとする。
- ケ 次のいずれかの関係に該当する企業は、別々の企業グループの構成員又は協力企業として参加することはできないものとする。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する2社の場合

A 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合

B 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

A 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

役員とは、法人の場合は取締役等をいう。また、個人の場合は代表者をいう。なお、監査役及び執行役員は役員に含めない。

(ウ) 以下のいずれかに該当する2社の場合

- A 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合
- B 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ本店又は受任者を設けている場合は、その支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合
- C 一方の会社の電話・ファクシミリ・メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合
- D 一方の会社の本市入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社と同一である場合

(エ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

- コ 入札参加者の構成員及び協力企業の変更について、参加資格確認申請書受付以降は原則として認めない。但し、参加資格確認基準日以降、事業提案書受付までの間、やむを得ない事情が生じた場合は、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成員及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと市が判断した場合には、追加及び変更を認めることがある。

(2) 入札参加者の制限

入札参加者の構成員及び協力企業は、参加資格確認基準日において、以下の参加資格要件を全て満たすことを必要とする。なお、参加資格確認基準日以降においても入札参加者の構成員及び協力企業が以下の参加要件に満たさないこととなった場合、市は当該参加資格を取り消すことがある。

- ア 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定及び P F I 法第 9 条に定めのある欠格事由に該当しない者であること
- イ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、建設業法第 28 条第 3 項若しくは同条第 5 項の規定による営業停止処分（大阪市において本事業で担当する業務に応じた建設工事業の営業ができないものに限る）を受けていない者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていない者、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- ウ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、大阪市 P F I 事業検討会議の委員が属する組織、企業、又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。
- エ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、経営不振の状態（整理開始の申立て又は通告がされたとき、破産の申立てがされたとき、再生手続開始の申立てがされたとき、更生手続開始の申立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう。）にない者であること。

- オ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、大阪市税、大阪府税に係る徴収金を完納していること。大阪市内に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税、都道府県税を滞納していない者であること。
- カ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、消費税及び地方消費税の未納がない者であること。
- キ 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
- ク 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者との資本面もしくは人事面において関連がない者であること。

(ア) 令和 2 年度下水道事業に係る導入可能性調査業務委託

受託者 有限責任監査法人 トーマツ

(イ) 大阪市汚泥処理施設整備運営事業に係るアドバイザー業務委託

受託者 株式会社 ニュージェック

弁護士法人 御堂筋法律事務所

(3) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は少なくとも「設計・建設企業」、「維持管理・運営企業」で構成されるものとし、構成員及び協力企業は、参加資格確認基準日において、担当する業務について参加資格要件を満たすことを必要とする。

ア 設計・建設企業

設計・建設企業は、次の（ア）、（イ）を満たすこととする。ただし、汚泥再資源化施設の設計・建設企業は、（ア）、（イ）、（ウ）の要件を満たしている構成員とすること。また、設計業務を建設コンサルタントに分担する場合、（イ）の要件を満たすものとする。

(ア) 建設業法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、本事業において担当する工事の種類について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 本事業において担当する工事の種目について、入札参加時に有効な「大阪市入札参加有資格者名簿」に登録されているものとし、設計業務を建設コンサルタントに分担する場合は、建設コンサルタントの「大阪市入札参加有資格者名簿」に登録され、かつ、建築士法の規定による 1 級建築士事務所として登録されているものとする。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。

(ウ) 平成17年度以降の公共下水道、流域下水道において、処理能力14.3t-D S /日以上 of 汚泥焼却、汚泥溶融、汚泥炭化、汚泥乾燥いずれかの元請（共同企業体の場合は代表者に限る。また、公共下水道、流域下水道で設立されたSPCから直接請け負った実績も認める。）として、自社にて設計・建設（建設中は除く）の履行実績を有すること。ただし、補修工事は履行実績から除く。

イ 維持管理・運営企業

維持管理・運営企業は、(ア)の要件を満たすものとする。ただし、汚泥再資源化施設の維持管理・運営企業は、(ア)(イ)の要件を満たしている構成員とすること。

(ア) 機械等施設点検・運転操作（プラント設備等に係るものを含む）に関する入札参加時に有効な「大阪市入札参加有資格者名簿」に登録されているものとする。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。

(イ) 平成17年度以降の公共下水道、流域下水道における処理能力14.3t-D S /日以上 of 汚泥焼却、汚泥溶融、汚泥炭化、汚泥乾燥のいずれかの運転管理の1年以上の履行実績（契約が完了していない実績も認めるが、1年以上の履行実績を有するものに限る。また、共同企業体での履行実績、公共下水道、流域下水道事業で設立されたSPCから直接請け負った実績も認める。）を有していること。

ウ 上記ア、イ以外の企業

(ア) 上記ア、イ以外の企業が構成員又は協力企業として入札に参加する場合、本事業において担当する業務の種目について、入札参加時に有効な「大阪市入札参加有資格者名簿」に登録されているものとする。ただし、名簿に登録されていない者で本入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査の申請を行うこと。

本事業において担当する業務が、「大阪市入札参加有資格者名簿」の種目に該当しない場合は、「大阪市入札参加有資格者名簿」の登録は問わない。

(4) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、資格確認申請書の提出期限の最終日とする。

4 審査及び選定手続き

(1) 大阪市PFI事業検討会議の開催

市は、落札者等の選定にあたり、PFI法第11条に規定する客観的な評価を行うために、学識経験者等で構成される「大阪市PFI事業検討会議」（以下「検討会議」という）において意見聴取を行うこととする。

| | | |
|------|-------|----------------------|
| 座長 | 佐野 修久 | 大阪市立大学大学院 都市経営研究科 教授 |
| 座長代理 | 貫上 佳則 | 大阪市立大学大学院 工学研究科 教授 |

| | | |
|----|--------|--------------------|
| 委員 | 高島 康德 | 公認会計士・税理士・不動産鑑定士 |
| 委員 | 塩田 千恵子 | 弁護士 |
| 委員 | 伊與田 浩志 | 大阪市立大学大学院 工学研究科 教授 |

なお、本事業に入札参加しようとする者やそれと見なせる団体等が、検討会議の座長、座長代理、委員に対して、本事業に関する情報収集等のために接触を試みた場合は、本事業の参加資格を失うものとする。

(2) 落札者の決定

市は、検討会議より意見聴取を行った上で、入札参加者からの提案書について、ライフサイクルコストを踏まえた提案価格、事業遂行能力、その他の条件を総合的に評価し、最も優れた提案を行ったと認められる者を落札者として決定する。

(3) 審査結果の公表

市は、検討会議の意見聴取結果を踏まえた審査結果をまとめ、落札者決定後、市のホームページ等において公表する。

(4) 事業者選定の中止及び特定事業の選定の取消し

最終的に入札参加者がいない場合、または本事業をPFI法に基づく事業として実施することが適当であると客観的に評価された提案がない場合には、事業者を選定せず、本事業に係る特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、市はその旨を市ホームページ等への掲載、その他適宜の方法により公表する。

(5) 著作権

入札参加者が提出した提案書の著作権は入札参加者に帰属する。

ただし、市が本事業の公表等に関し必要と判断した場合には、当該入札参加者に確認の上、その一部又は全部を無償で使用できる。また、落札者以外の提案については本事業の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負う。

5 落札者選定後の手続き

(1) 基本協定の締結

落札者は、入札公告時に示す基本協定書（案）に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければならない。

(2) S P C 設立

落札者は、基本協定の締結後、S P Cとして、会社法に規定する株式会社を大阪市内に速やかに設立し、S P Cにかかる商業登記簿謄本を提出しなければならない。

当該S P Cに出資する者は、事業契約が終了するまで、S P Cの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

なお、本事業期間中はS P Cの本社所在地を大阪市外に移転させないものとする。

(3) 落札者による事業準備行為

落札者は、株式会社の設立や事業契約の締結準備と並行して、事業開始に向けた準備行為として、市が協力する範囲で現地調査を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するための協議を市と行う。

(4) 事業契約の締結

ア 事業契約の締結

市は、S P Cと事業契約を締結する。

イ 契約内容

事業契約書において、S P Cが遂行すべき業務内容、サービス購入料の算出方法、支払方法及び損害賠償等を定める。

ウ 事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の検討に係るS P C側の弁護士費用及び印紙代等、契約書の作成に要する費用は、S P Cの負担とする。

(5) 事業の開始

S P Cは、事業契約に定める本事業開始日に事業を開始する。開始に当たっては、S P Cが業務の引継ぎ等の事業契約上の義務を履行すること。

第 III 章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。また、事業契約等に特段の定めのない限り、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として事業者が負うものとする。

現時点で想定しているリスクとその概略を別紙 1（「リスク分担表」）として示す。なお、主な個別のリスクにおける具体的な分担内容については、入札公告時に示す。

2 事業者の責任の履行確保に関する事項

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金の納付等

市は、事業契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、事業契約の保証を求めることを予定している。事業者は、次のアからイまでに示す契約保証金を納付するものとする。

ア 設計・建設期間中の契約保証金は、設計業務及び建設業務に係る対価の 100 分の 10 以上とする。

イ 維持管理・運営期間中の契約保証金は、維持管理・運営業務に係る対価の 100 分の 10 以上とする。

ただし、事業者は、保険会社との間に市を被保険者とする上記の契約金額相当額の 100 分の 10 以上に相当する金額の履行保証保険を締結し、当該保険証書を市に提出することをもって、契約保証金の納付に代替できるものとする。契約保証金に関する詳細は、入札公告時に示す。

3 事業の実施状況の監視及び改善要求措置

市は、事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、モニタリングを行う。

モニタリングの結果、要求水準が達成されていないことが判明した場合、市は、事業者に対して改善措置を求めることができるものとするほか、事業者に支払うべきサービス対価のうち、維持管理・運営費及びその他の費用を減額することができる。

なお、モニタリングや改善措置等の具体的な方法等については、入札公告時に示す。

4 業務の履行の検査等

ア 施設の完成検査

市は施設の引渡しを受ける前に、事業契約に定められた性能を満たしているかについて検査を行う。市は、上記の検査の結果、当該施設が事業契約に定めた性能を満足しない場合は事業者に補修を求め、検査の合格をもってサービス対価のうち設計及び建設業務に係る対価を支払う。

イ 維持管理・運營業務の検査

市は、各支払期の業務完了時に検査を行い、サービス対価のうち維持管理・運營業務に係る対価を支払う。

なお、上記の検査の結果、事業計画に定めた条件に適合しない場合、市は前項3の措置を講ずる。

5 保険

事業者は、本事業期間中、事業契約において市が定める基準以上の損害賠償保険に加入しなければならない。なお、保険に関する詳細は、入札公告時に示す。

第 IV 章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 事業対象施設の立地に関する事項

本事業が対象とする施設の立地等に関する事項は、次のとおりである。

| 事業対象施設 | 所在地 | 用途地域 |
|------------|-----------------------|-------|
| 舞洲スラッジセンター | 大阪市此花区北港白津 2 丁目 2-7 | 準工業地域 |
| 平野下水処理場 | 大阪市平野区加美北 2 丁目 6-6 9 | 準工業地域 |
| 此花下水処理場 | 大阪市此花区西島 5 丁目 1 0-6 2 | 準工業地域 |

事業対象施設の平面図を別紙 2 に示す。

2 本事業の対象施設の概要

本事業が対象とする現在の施設の概要は次のとおりとする。

(1) 舞洲スラッジセンター

対象とする施設は、脱水機施設、汚泥再資源化施設、脱水分離液処理施設、必要な電気設備（受変電設備を含む）、建築機械設備・建築電気設備とする。

ただし、改築期間中は、既設施設の維持管理は含まないものとする。

ア 敷地面積

約 33,900 平方メートル

イ 施設規模

(ア) 地上 6 階、地下 1 階

(イ) 建築面積：約 17,000 平方メートル

(ウ) 延床面積：約 40,000 平方メートル

当該建屋は現状を維持し、主要設備の改築を行うものとする

ウ 主要設備

本事業において必要となる能力を満たすものとして改築を予定

(ア) 汚泥溶融設備...750t/日 (150t/日×5基)(現在)

(イ) 汚泥脱水設備...300m³/時 (60m³/時×5台)(現在)

(ウ) 脱水分離液処理施設...3,120m³/日×3系列 (現在)

脱水分離液処理施設を舞洲スラッジセンターに設置できない場合は、此花下水処理場に設置することも可能とする。

(エ) 排ガス処理設備

- (オ) 集塵装置（ばいじん対策）
- (カ) 脱硫装置（硫黄酸化物対策）
- (キ) 脱臭・脱硝装置（臭気・窒素酸化物対策）
- (ク) その他、前項に関連する電気設備等
- (ケ) 建築機械設備、建築電気設備

(2) 平野下水処理場内 汚泥処理施設

対象とする施設は、脱水機施設、汚泥再資源化施設、脱水分離液処理施設（維持管理・運営のみ）、必要な電気設備（受変電設備を含む）とし、土木基礎、建屋の建築、建築機械設備、建築電気設備を含む。

ア 施設規模

(ア) 脱水機施設、汚泥熔融炉等に相当する施設の改築場所は、別途確保されている用地で行うものとする。

(イ) 別途確保されている用地面積は、約2400m²である。

別途事業契約されている大阪市平野下水処理場汚泥固形燃料化事業（汚泥炭化炉）部分は含まない

イ 主要施設

本事業において必要能力を満たすものとして改築予定

(ア) 汚泥熔融設備...150t/日×1基（現在）

(イ) 汚泥脱水設備...160m³/時（40m³/時×4台）（現在）

汚泥脱水設備は、平野下水処理場で処理する全体汚泥量を対象とする。

(ウ) 脱水分離液処理施設...1,350m³/日

脱水分離液処理施設の対象は既設維持管理のみで、改築は対象外とする。

(エ) その他、関連する土木、建築、電気設備等

3 本事業の対象施設の規模

本事業は、大阪市の下水道事業計画、これまでの下水処理の実態を踏まえ、事業者にて事業期間中に想定される発生汚泥量を算定し、施設の定期修繕など停止期間中の対応

を含めて事業を計画し、その計画に基づき施設整備を行い、施設整備を行った後に維持管理・運営を行うものである。

令和15年度末までは、今回施設整備した汚泥脱水施設により脱水した汚泥のうち、150 t-wet / 日 (33.3 t-DS / 日、脱水ケーキの含水率78%) を市が別途事業契約している「大阪市平野下水処理場汚泥固形燃料化事業」に炭化炉施設の定期修繕日を除く期間(330日)供給し、それ以外の汚泥を本事業で処理するものとし、令和16年度以降は、脱水した汚泥の全量を処理するものとする。

なお、参考として想定される発生汚泥量及び主な汚泥の性状、これまでの処理実績の詳細は入札公告時に示す。

(参考)

・直近5か年の日平均発生汚泥量 (m³/日)【上段】と年平均汚泥濃度 (mg/L)【下段】

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 舞洲スラッジセンター | 3,392 | 3,142 | 3,247 | 2,946 | 3,254 |
| | 16,800 | 16,700 | 17,000 | 17,400 | 17,300 |
| 平野下水処理場 | 2,165 | 2,103 | 1,655 | 1,973 | 1,769 |
| | 17,300 | 18,000 | 19,100 | 18,800 | 19,800 |
| 発生汚泥量合計 | 5,557 | 5,245 | 4,902 | 4,919 | 5,023 |

別途契約されている大阪市平野下水処理場汚泥固形燃料化事業で処理している汚泥量を含む

第V章 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義が生じた場合の措置

事業計画、基本協定、または事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、市及び事業者が誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

2 管轄裁判所の指定

基本協定及び事業契約に関連して発生したすべての紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 VI 章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに、市又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じるものとする。

2 本事業の継続が困難となった場合の措置

上記 1 の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約に定めるところに従い、本事業を終了するものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが要求水準書に示す要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画の提出及び実施を求めることができるものとする。また、事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合は、市は事業契約を解除することができるものとする。

イ 事業者の財務状況が著しく悪化した場合等、その結果により事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と認められる場合は、市は事業契約を解除することができるものとする。

ウ 上記ア及びイの規定により市が事業契約を解除した場合は、市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できるものとする。

イ 上記アの規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業契約に定めるところに従い、事業者は市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により本事業の継続が困難となった場合

ア 市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

イ 一定の期間内に上記アの協議が整わないときは、市又は事業者は、事前に書面により相手方に通知することにより、事業契約を解除することができるものとする。

ウ 上記イの規定により市又は事業者が事業契約を解除した場合の措置は、事業契約に定めるところに従うものとする。

(4) 事業契約解除を行う際の措置

上記(1)～(3)により事業契約を解除する場合、事業者が新たな事業実施者を確保する。また、事業者は、新たな事業実施者に運転継続のために必要な引継ぎを行うとともに、事業者は、新たな事業実施者による運転継続が可能となるまで事業を継続するなど、市の下水道事業を継続させるために必要な期間、事業者が本事業の継続義務を負うものとする。なお、詳細は入札公告時に示す。

第 VII 章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

2 その他の支援に関する事項

市は、事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市は必要に応じて協力する。

第 VIII 章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、令和4年3月の大阪市会の議決を経て、債務負担行為の設定を行うものとする。

2 本事業において使用する言語

本事業において使用する言語は、日本語とし、通貨単位は円とする。

3 入札参加に関する費用

本事業の入札参加に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4 実施方針の公表に関する事項

(1) 担当部局

大阪市建設局下水道部設備課

電 話 06-6615-7895

メール odeiseibi@city.osaka.lg.jp

(2) 実施方針に関する質問・意見の受付及び回答

実施方針に関する質問・意見の受付及びこれらに対する回答は、次のアからエのとおりとする。なお、得られた質問・意見について、競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問・意見及び回答を公表しない場合がある。

ア 受付期間

令和3年12月13日(月)9時から 令和3年12月24日(金)17時まで

(注) 持参の場合は、土曜日、日曜日を除く

イ 提出先

上記(1)に同じ。

ウ 提出方法

実施方針に関する意見等を簡潔にまとめ、実施方針に関する質問・意見書(様式-1)に記入し、持参、郵送、宅配便又は電子メールのいずれかにより提出する。

なお、持参、郵送、宅配便による場合は、Microsoft Excel(Excel2016に対応した形式)で作成した実施方針に関する質問・意見書(様式-1)が記録された電子ファイルをCD-R等に保存して提出することとし、電子メールによる場合は、当該電子ファイルを電子メールに添付して送付する。

なお、郵送、宅配便、電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。

エ 質問及び回答の公表予定日

令和4年1月28日(金)(予定)

(3) 実施方針の公表

事業者からの質問・意見等を踏まえ、PFI法第7条に定める特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、変更することがある。変更した場合には、市のホームページ等で速やかに公表する。

5 その他

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、次のホームページを通じて適宜行う。

アドレス <https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/index.html>

(2) 問い合わせ先

上記4(1)に同じ。なお、実施方針の内容について電話等での直接回答は行わない。

別紙1 リスク分担表

| | リスクの種類 | リスクの内容 | 負担者 | |
|----------|---|---|-----|-----|
| | | | 市 | 事業者 |
| 共通 | 入札説明書 | 入札説明書等の誤り、内容の変更によるもの | | |
| | 契約締結 | 市の帰責事由により契約を結べない、契約締結が遅延する等 | | |
| | | 事業者の帰責事由により契約を結べない、契約締結が遅延する等 | | |
| | 応募コスト | 入札参加費用に関するもの（提案内容によるものを含む） | | |
| | 計画変更 | 市による本事業の業務範囲の縮小、拡充等によるもの | | |
| | 住民対応 | 市の提示条件や本事業の実施に対する地域住民の要望、訴訟等に関するもの（提案内容によるものを含む） | | |
| | | 事業者の実施する設計、建設、維持管理・運営による地域住民の要望、訴訟等に関するもの（提案内容によるものを含む） | | |
| | 環境問題 | 事業者の実施する設計、建設、維持管理・運営による騒音・振動・地盤沈下・臭気等によるもの（提案内容によるものを含む） | | |
| | 第三者賠償 | 事業者の実施する設計、建設、維持管理・運営に関して、第三者に及ぼした損害によるもの（提案内容によるものを含む） | | |
| | 法令等の変更 | 法令等の新設・変更に伴い当該事業の運営に必須となるもの 又は、市の判断で計画変更を行うもの | | |
| | | 法令等の新設・変更に伴い事業者の判断で計画変更を行うもの | | |
| | 税制度変更 | 本事業に直接関係する税制度の新設・変更によるもの | | |
| | | 事業者に課される税金の内、その利益に課されるものの税制度の変更によるもの | | |
| | 許認可遅延 | 事業者が実施する許認可取得の遅延によるもの | | |
| | 国の交付金 | 国の交付金制度の不適用によるもの | | |
| | 資金調達 | サービス対価の支払に関わるもの | | |
| | | 上記以外に必要な資金に関わるもの | | |
| | 物価変動 | 事業期間中の物価変動（上昇）によるもの | | 1 |
| | | 事業期間中の物価変動（下降）によるもの | 2 | |
| | 金利変動 | 事業者の借入金に係る金利変動によるもの | | |
| 事業の中止・遅延 | 市の指示、市の債務不履行によるもの | | | |
| | 事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの | | | |
| 不可抗力 | 天災・暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延・中止等 | | 1 | |
| 安全管理 | 設計、建設、維持管理・運営における安全管理に関するもの | | | |
| 保険 | 設計、建設における履行保証証券及び維持管理・運営期間のリスクを保障する保険等によるもの | | | |

- 1 原則市の負担とするが、事業契約書に示す割合までは事業者が負担する。
- 2 原則事業者の負担とするが、事業契約書に示す割合までは市が負担する。

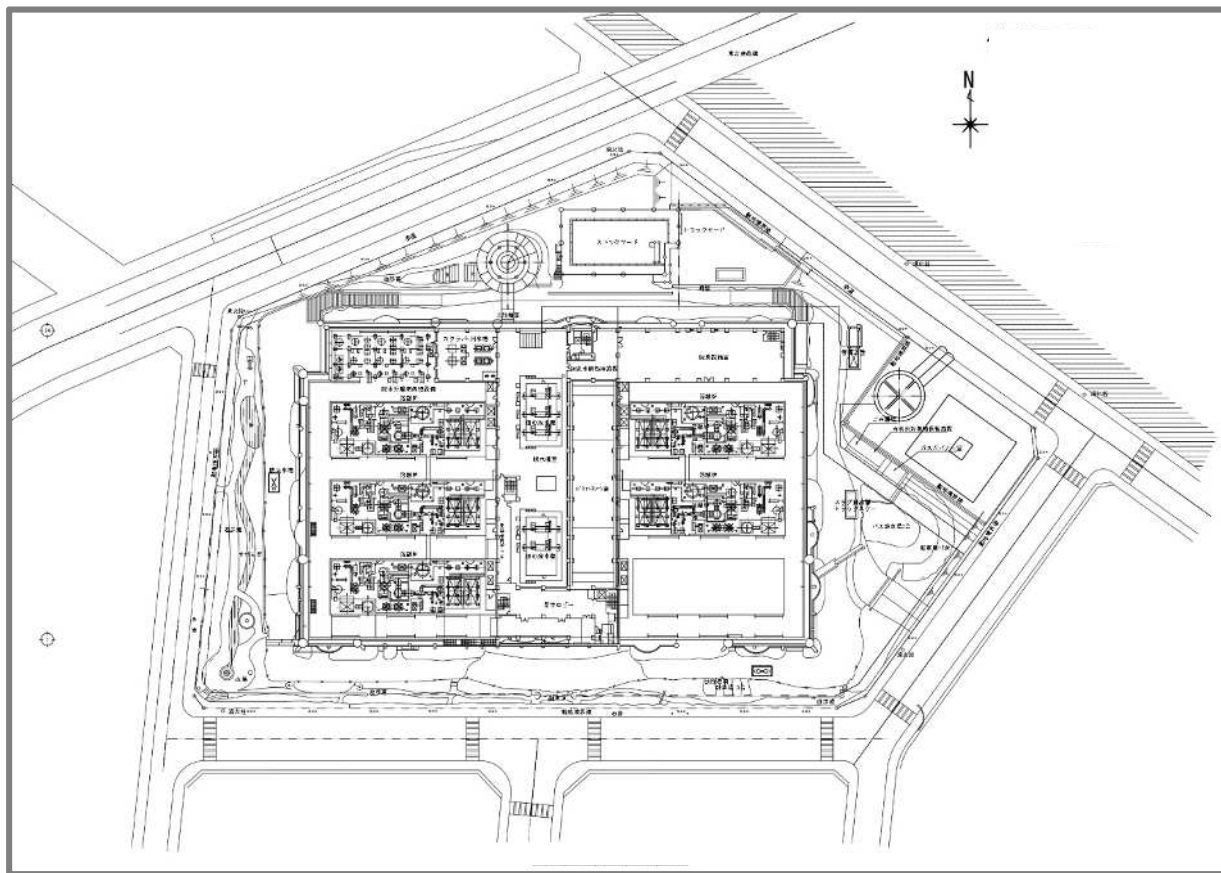
| | リスクの種類 | リスクの内容 | 負担者 | |
|-----------|--|--|-----|-----|
| | | | 市 | 事業者 |
| 設計段階 | 測量・調査 | 市が実施した測量・地質調査等の不備によるもの | | |
| | | 事業者が実施した測量・地質調査等の不備によるもの | | |
| | 設計変更、遅延 | 市の指示、提示条件の不備・変更によるもの | | |
| | | 事業者の提案内容及び設計業務の不備・変更によるもの | | |
| 設計費の増大 | 市の指示、提示条件の不備・変更によるもの | | | |
| | 事業者の提案内容及び設計業務の不備・変更によるもの | | | |
| 用地 | 本事業用地における、市が提示した情報からは予見不可能と合理的に判断される地盤、地質、土壌汚染、埋設物に関するもの | | | |
| 建設段階 | 工事費の増大 | 市の指示、提示条件の不備・変更によるもの | | |
| | | 事業者の提案内容、設計業務及び建設業務の不備・変更によるもの | | |
| | 工事遅延・未完工 | 市の指示、提示条件の不備・変更によるもの | | |
| | | 事業者の提案内容、設計業務及び建設業務の不備・変更によるもの | | |
| | 工事監理 | 工事監理に関するもの | | |
| | | 工事現場管理に関するもの | | |
| 条件不適合 | 施設の性能及び仕様が定められた条件を満たしていない（施工不良を含む）ことによるもの | | | |
| 損害の発生 | 引渡し前に工事目的物や材料および他関連工事に起因して生じた損害に関するもの | | | |
| 維持管理・運営段階 | 支払遅延・不払い | サービス対価の支払遅延及び不能によるもの | | |
| | 汚泥の供給 | 汚泥の量及び汚泥の性状が、事業者の提案する施設の処理能力では処理できない場合による処理費用の増加 | | |
| | 汚泥の有効利用 | 有効利用に伴い発生するリスク | | |
| | 条件不適合 | 設備の性能及び仕様が定められた条件を満たしていない（施工不良を含む）もの | | |
| | 要求水準未達 | 市の指示、提示条件の不備・変更によるもの | | |
| | | 事業者の提案内容、設計業務、建設業務、維持管理・運転業務の不備・変更によるもの | | |
| | 維持管理費の増大 | 市の判断で事業内容、用途の変更、要求水準の変更に伴う維持管理費の増大に関するもの | | |
| | | 上記以外の要因による維持管理費の増大に関するもの | | |
| 設備の損傷 | 事業者の責めに帰すべき事故・火災による損傷 | | | |
| | 市及び第三者の責めに帰すべき事故・火災による損傷 | | | |
| | 劣化による損傷 | | | |

1 原則市の負担とするが、事業契約書に示す割合までは事業者が負担する。

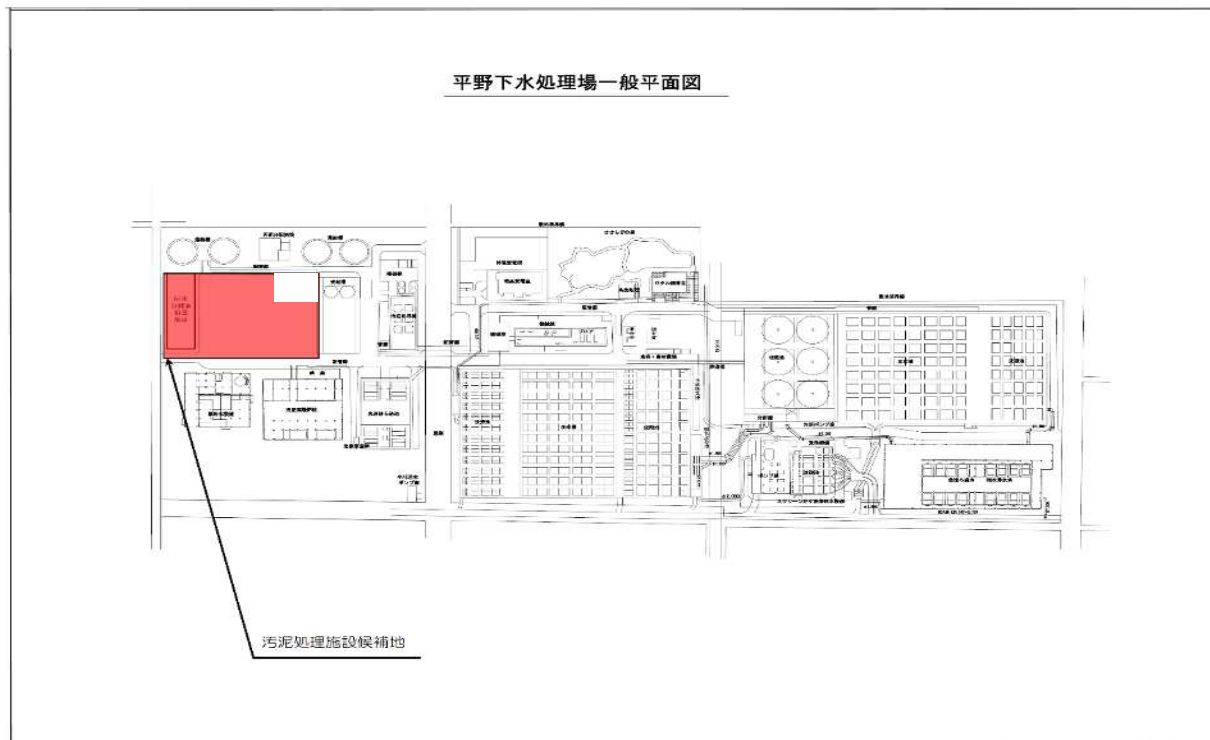
2 原則事業者の負担とするが、事業契約書に示す割合までは市が負担する。

【別紙 2】対象施設 平面図

1 舞洲スラッジセンター



2 平野下水処理場



3 此花下水処理場

